

京都市告示第 300 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金徴収受託者とし、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成 19 年 11 月 30 日

京都市長 榎本 頼兼

氏名又は名称	住 所
桂デパート協同組合 代表理事 小田 正	京都市西京区川島栗田町 39 番地 2

(生活環境美化センター)